# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評書	· 価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

滋賀県知事

### 公表日

令和7年8月26日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務			
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理および提供等に関する事務」お。び「2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同に有機でしている。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に滋賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人健認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および地方公共日体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③滋賀県知事から本人確認情報の信義のの他の執行機関への提供または他部署への移転、後住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の前正、追加または削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の前正、追加または削除の申出に対する調査 ⑥機構への本人確認情報の簡理および提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票本国・大部は情報の所と生育日、作取り、住民東ニードおよびてよらの変更情報で構成される「都道府県知事保存所要本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事を定所対案本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事を存附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報の管理及び提供等による特定個人情報ファイルの更新および機構への通知 ③滋賀県知事から附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および機構への通知 ③滋賀県知事から附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および機構へのが票本人確認情報の照会 ⑥機構への附票本人確認情報の照会			
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」および「都違府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムおよび附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバおよび附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバおよび附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。			
2. 特定個人情報ファイル名				

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)  ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施しない 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	-				
5. 評価実施機関における	· 担当部署				
①部署	総務部市町振興課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233				
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[	30万人以上	]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年	令和6年8月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	書及び全項目評価書 ] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>電点項目</b> 評価:		書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書	
されている。		·主灬·久口 们 III i		77.77.17K.62 ELT-11.0010 ELC-470	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたと	(手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	がに 提供を除く。)	[ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	Ε	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個。	7. 特定個人情報の保管・消去					
	報の漏えい・滅 っへの対策は十	[	特に力を入れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手をか	个在させる作業				I	]人手を介在させる作業はない
人為的ミスがへの対策は十	「発生するリスク -分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の	り根拠	また、		スクへの対	策とし	5インに従い、住基ネット照会等の事務を行っている。 して、住基ネットに携わる職員に対する研修を実施し、業 等説明を行っている。

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ 0 ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって不</li><li>4) 委託先における不正な侵</li><li>5) 不正な提供・移転が行わ</li><li>6) 情報提供ネットワークシ</li></ul>	務に必要のない情報 正に使用されるリスク 開等のリスクへの対策 れるリスクへの対策 ステムを通じて目的が ステムを通じて不正な 滅失・毀損リスクへの	策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	Г	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				

#### 変更箇所

変更箇				Am a la mis den	Jan 11 at Mary he w Alfred
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	I 関連情報 — 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 下520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 - 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求・計算を 1 日本 1 日		丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 — 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 中嶋 毅	課長 林 毅	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 — 6評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 林 毅	課長	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策 1.提出する特 定個人情報保護評価書の種 類	_	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	_	特に力を入れている	事後	様式の変更による。
	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われているリスクへの対策は十分か	_	特に力を入れている	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 3特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)におよって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	_	特に力を入れている	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供・移転(委託や情報提供・水・ワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	_	特に力を入れている	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続	_	接続しない(入手)	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続	-	接続しない(提供)	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去		特に力を入れている	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	_	[○]自己点検 [○]内部監査 [] 外部監査	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	_	特に力を入れて行っている	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	I 関連情報 — 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先		丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I関連情報 - 3.個人番号 の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日 法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する 都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への 本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人 確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機 構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確 認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の削示)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日 法律第81号)  ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する 都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への 本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人 確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機 構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確 認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の35(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)	事後	
令和2年3月19日	Ⅱしきい値判断項目-1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	
令和2年3月19日	Ⅱしきい値判断項目ー2. 取り 扱い者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	
令和5年9月27日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理および提供等に関する事務 基礎項目 評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年9月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いであたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な甘置を行い、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏さいその他の事態を発生させるリスクを軽減とせるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年9月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理および提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年9月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク 化を図り、全国共通の本人確認システム(住基 ネット)を市町村と共同して構築している。なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元代し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代して対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録とで他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に滋賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報ファイルの更新および地特定個人情報ファイルの更新および地方公共団体情報ファイルの更新および地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知(選集・大の地域・大の大人で、大の地域・大の大人で、大の地域・大の大人で、大の地域・大の本人権認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人権認情報の開示ならばに開示結果に基づく住民からの本人権認情報の開示ならばに開示結果に基づく住民からの本人権認情報の開示ならばに開示結果に基づく住民からの本人権認情報の開会	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理および提供等に関する事務」および「2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務」および「2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務」に分かれる。1. 本人確認情報の管理および提供等に関する事務が関係は、住民基本台帳法(以下「住基法」とした。)に基づいて住民基本台帳法(以下「住基法」とした。回り、全国共通の本人確認システム(住基本ク・ル・シュ)と市町村と共同して構築している。なお、住民基本台帳は、任基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出する各種の台帳に関する記録されるものであり、市町村における住民の副使を増進するとともに行政で近確かって、住民の利便を増進するとともに行政で近で、住民の利便を増進する記録といる。 では、住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 現するをか、住民に関する記録をいて、住民の制度をのであり、市町村において、 住民の利便を増進するととは、行政で確かした。 では、任本の制度を明本をいて、 は、の対しては、任本とに関する記録をして、 は、の対して、は、 は、の対して、は、 は、の対して、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、に、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、、 は、 は	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容		2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県中ノバおよび機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コードおよびこれらの変更情報で超代報のでは、1年の大学のは、1年の大学のは、1年の大学のは、1年の大学のは、1年の大学のは、1年のは、1年	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年9月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す 「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」お よび「都道府県知事保存所第本人確認情報ファイル」お よび「都道府県知事保存所第本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの 構成要素のうち、都道府県サーバおよび附票都 道府県サーバにおいて管理がなされているた め、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバおよび附票連携シス テムの内の附票都道府県サーバ部分について 記載する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年9月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の削示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の過期) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通知) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の11(本面計間の連絡調整等) ・第30条の2(古巨の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の34(自己の本人確認情報の開示)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年9月27日	II しきい値判断項目 — 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和5年9月27日	IIしきい値判断項目-2.取り扱い者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	め、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバおよび附票連携シス	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す 「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」および「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムおよび附票推携システムの構成要素のうち、都道府県サーバおよび附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳がされているため、以降は、住民基本台帳がされているため、以降は、住民基本台に対しているため、以降は、住民基本台に対しているができれているため、以降は、住民基本台に対しているが、以降は、住民基本台に対しているが、以降は、住民基本台に対しているが、以降は、日本のの都道府県サーバおよび所票連携システムの内のが開票都道府県サーバ部分について記載する。	事後	軽微な修正のため。
令和6年8月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日 法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する 都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への 本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 が第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確 認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の割正) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の36(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の36(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の37(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の4位の第3項(準法定事務) 処理者への本人確認情報(主民票コードに限る。)の利用) ・第30条の4位の第3項(準法定事務) 処理者への本人確認情報(主民票コードに限る。) の利用) ・第30条の4位の第3項(準法定事務) 処理者への本人確認情報(主民票コードに限る。) の利用)	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させるもので はない変更
令和6年8月16日	IIしきい値判断項目-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和6年8月16日	IIしきい値判断項目-2.取り 扱い者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年1月17日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	_	_	事後	様式の変更による。
令和7年1月17日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、住基ネット照会等の事務を行っている。また、人為的ミスが発生するリスクへの対策として、住基ネットに携わる職員に対する研修を実施し、業務目的外の利用禁止、違反行為に対する措置等説明を行っている。	事後	様式の変更による。
令和7年1月17日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	_	[ ○ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式の変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	2.	2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票本人確認情報の管理および提供等ににおける附票全国サーバおよされる「附票連携システム」において、国外転出出るに係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5. 青報(民名、氏名の振り仮と、任所、生年月日、住別)、住民票がある。大作規(民名、氏名の振り仮と、住所、生年月日、経済をでは、1000年間、	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更(重要な変更に当 たらない変更)